

平成18年2月
経済産業省

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び
石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法
の一部を改正する法律案について

京都議定書の温室効果ガスの削減約束の達成に向けて、国内対策に最大限努力してもなお生ずる不足分について対応するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に京都メカニズムを活用したクレジットの取得等の業務を行わせるとともに、当該業務に必要な費用の一部を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計から歳出することを可能とするために必要な措置を講ずるものである。

1. 法律の目的

地球温暖化防止に関する京都議定書の発効を踏まえ、京都議定書の温室効果ガスの削減約束の達成に向けて、国内対策に最大限努力してもなお生ずる不足分について対応するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）に、京都メカニズム^(注1)を活用したクレジット^(注2)の取得等の業務を行わせるとともに、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計（以下「石特会計」という。）から、NEDOが行う当該業務に対して必要な費用の一部を歳出することを可能とする等の措置を講ずる。

(注1) 京都議定書に規定されたJ1（共同実施）、CDM（クリーン開発メカニズム）、排出量取引を「京都メカニズム」と呼んでいる。

(注2) J1により取得した「排出削減単位」、CDMにより取得した「認証された排出削減量」、排出量取引により取得した「割当量の一部」を総称して「クレジット」という。先進国は京都メカニズムを活用してクレジットを取得することにより、京都議定書の削減約束の達成に活用することができる。

2. 法律案の概要

(1) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

① NEDOの業務追加

NEDOの業務として、(イ)京都メカニズムを活用したクレジットの取得、(ロ)京都メカニズム関連プロジェクトの事業実施者に対して行う省エネルギー技術等の指導等を追加する。

② 国の債務負担に関する特例

京都メカニズム関連プロジェクトは、事業の開始からクレジットの発生を経て、購入代金の支払いを終えるまで多年度にまたがる。このため、NEDOが行うクレジット取得業務について国が債務を負担する場合、負担期間の年限を8年以内とする特例を設ける。

(2) 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

NEDOが行うクレジット取得業務に必要な費用の一部を、石特会計から歳出するための根拠を規定する。

3. 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案要綱

第一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

一 機構の目的の追加

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用等に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の約束を履行することに寄与することを目的とすること。

二 業務の追加

機構は、一の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

1 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること等を行うこと。

2 1の業務の実施に必要な場合において、地球温暖化の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油

代替エネルギーに関する技術等に関する指導を行うこと。

三 国の債務負担

国が二の業務について債務を負担する年限を当該会計年度以降八箇年度以内とすること。

四 主務大臣

二の業務に関する事項の主務大臣を経済産業大臣及び環境大臣とすること。

五 廃止

一から四までは、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

(第一条関係)

第二 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正

一 石油及びエネルギー需給構造高度化対策の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策に、我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の約束を履行するためにとられる施策（京都議定書に規定する排出削減単位の取得等に

係るものに限る。）で経済産業大臣又は環境大臣が行うものであって、第一の二の業務に係る補助を加えること。

二 歳出の追加

石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の歳出に、一の補助金を加えること。

三 廃止

一及び二は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとすること。
(第二条関係)

第三 附則関係

この法律の施行期日及びこの法律の施行に伴う所要の規定について定めること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法

目次

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 役員及び職員（第九条―第十四条）
- 第三章 業務等（第十五条―第十九条の二）
- 第四章 雑則（第二十条―第二十四条）
- 第五章 罰則（第二十五条―第二十七条）
- 附則

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 役員及び職員（第九条―第十四条）
- 第三章 業務等（第十五条―第十九条）
- 第四章 雑則（第二十条―第二十四条）
- 第五章 罰則（第二十五条―第二十七条）
- 附則

第一章 総則

第一章 総則

第一条～第三条（略）

第一条～第三条（略）

（機構の目的）

（機構の目的）

第四条（略）

第四条（略）

2 機構は、前項に規定するもののほか、気候変動に関する国際
 連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第
 六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加する
 こと、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量

の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行することに寄与することを目的とする。

第五条～第八条 (略)

第二章 役員及び職員

第九条～第十四条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～十二 (略)

2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 京都議定書第六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること。

二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百

第五条～第八条 (略)

第二章 役員及び職員

第九条～第十四条 (略)

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～十二 (略)

十七号) 第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。) の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託等)

第十六条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条第一項第十二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、前条第一項第十二号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項各号(第一号口及びハ、第四号から第六号まで並びに第十号から第十二号までを除く。)に掲げる業務のうち、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務

(業務の委託等)

第十六条 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条第十二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2・3 (略)

4 経済産業大臣は、前条第十二号に掲げる業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5・6 (略)

(区分経理)

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十五条各号(第一号口及びハ、第四号から第六号まで並びに第十号から第十二号までを除く。)に掲げる業務のうち、電源開発促進対策特別会計法(昭和四十九年法律第八十号)第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務